

一般社団法人福井県建築士会慶弔規程

平成 25 年 5 月 20 日理事会決定

- 第 1 条** この規程は一般社団法人福井県建築士会定款細則第 13 条の規程に基づき、祝意、弔意に関する必要な事項を定めるものである。
- 第 2 条** 会員の慶弔に際しては、この規程により本会の祝意または弔意を表す。
- 第 3 条** 会員が、本会に関する事柄によって知事、大臣または国家褒章ならびに叙勲等を受け、本会の名声を高からしめたときは、別表－1 相当の記念品等を贈って祝意を表し榮譽をたたえる。
- 第 4 条** 役員、会員の弔意は、別表－2 の基準により金品を贈って弔意等を表す。ただし、会員の弔意は、その会員が所属する支部において措置をとるものとする。
- 第 5 条** 前二条の規程に該当する事実を役員または支部長から通告のあったときは、事務局長は遅滞なく会長に報告するとともに、贈呈の手続きをとらねばならない。
- 第 6 条** 顧問・相談役または参与ならびに本会に著しく功労があった者の慶弔または特別の事由により会長が必要と認めた場合は、この規程を準用し贈呈することができる。

(附 則)

この規程は、平成 25 年 5 月 20 日よりこれを実施する。

別表－1 (第 3 条)

区 分	記 念 品	備 考
知 事 表 彰	10,000 円	
大 臣 表 彰	20,000 円	
国 家 褒 章	30,000 円	
叙 勲	30,000 円	

別表－2 (第 4 条)

区 分	弔 意		備 考
	本 人	配 偶 者	
会 長 副 会 長	弔辞・供物 生花 香典 20,000 円	弔電 香典 10,000 円	公告
理 事・監 事 元 会 長	弔電・生花 香典 10,000 円	弔電	
正 会 員	弔電 香典 10,000 円		
賛 助 会 員	弔電 香典 10,000 円		